

法第31条第4号に関する事項

当法人（私）は、保安業務以外の業務を行いますが、次のとおり保安業務の適確な遂行に支障を来すことのないよう体制を整えております。

I 供給機器もしくは消費機器の製造・販売もしくは、修理、安全器具の販売又は液化石油ガスの販売に係る業務を行う場合

保安業務の委託者である液化石油ガス販売事業者又は一般消費者等の便益を不当に害さないように次の措置を講じます。（該当する番号に○印を付ける。）

- 1 保安業務部門の保安業務資格者及び調査員を保安業務に専従する体制とします。
- 2 保安業務とそれ以外の業務を兼務する者は、その区分を明らかにして業務を行うことを当社内で義務付けます。
- 3 その他（具体的に）

II 店舗経営を兼業し店舗経営者が保安業務資格者である場合

保安業務を行う時間帯（緊急時対応については終日）に店舗を離れることができるよう下記の措置を講じます。（該当する番号に○印を付ける。）

- 1 従業員を雇用します。
- 2 その他（具体的に）

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。